



愛知工業大学  
経営学部教授

## 後藤 時政氏

# オープン カレッジ

前回および前々回の著者が

執筆した記事の内容を要約すれば、特許出願について、代理人に頼らず、自社で出願する場合、特許庁に出願手数料、審査請求料、特許料のみを支払えばよく、これら料金が変動する要因は請求項の数である。

「ことごとく」 技術経営論、知財戦略論。金沢大学大学院自然科学研究科博士課程終了。博士（工学）。1968年生まれ。

った。ただし、請求項の数が多ければ全く意味が無い。さらに注少上下しても、これらの料金意すべきは、発明に対して、どこまで内容を記載し、どこまでをノウハウとして社内よつな請求項数を設ければよかった。

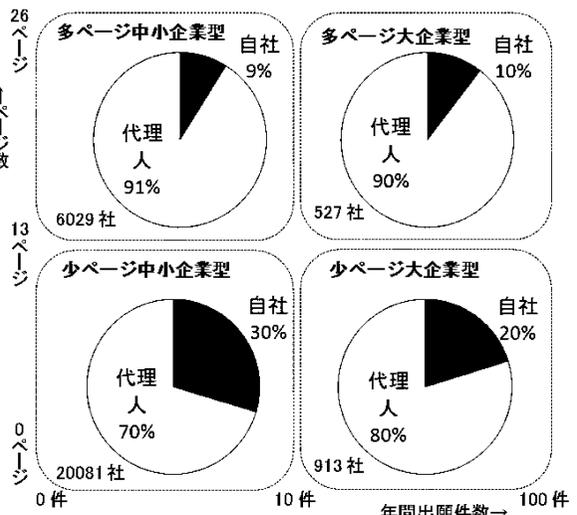
一方、代理人に依頼する場合は国際的に自社商品の模倣品やプログラムまでを記載す

## 特許の自社出願と代理人出願

合は、特許庁に支払う料金に加え、代理人に特許出願代行に係る費用を支払う必要がある。そして、自社出願および代理人に依頼する出願のどちらのページ数で変動する場合が多かった。ページ数加算料金はできるだけ抑えたい所であるが、権利行使ができるようにまとめられていなければ、補正の際、

ば全く意味が無い。さらに注少上下しても、これらの料金意すべきは、発明に対して、どこまで内容を記載し、どこまでをノウハウとして社内よつな請求項数を設ければよかった。

## 広い権利範囲の記載を



新規事項の追加は許されていないからといって、最初から特許査定となりやすいよう狭い権利範囲を請求するのでは意味が無く、特許庁審査官に

「どこまでがきらいがあるのか」といった権利範囲とた。もし、自社でそのように特許出願できなければ、有能な代理人に出願を依頼した方が無難であろう。

図は前回紹介した企業の特許出願の方策を診断するため、に我々が考案したフレームワーク(2013年9月5日記事を参照)であるが、ページ数、年間出願権数のいずれも少ない、いわゆる知的財産中小企業は数が多い上に代理人の出願を依頼している割合も他の領域に比べて少ない。この領域には権利行使できない

